

令和2年5月13日付で日本看護協会より、内閣府における「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」の制度要領及び厚生労働省における「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の交付要領が各都道府県に通知されたと連絡がありました。これを受けて静岡県看護協会でも早速、静岡県健康福祉部地域医療課課長及び地域医療課医療人材室長に現場で働く看護職のための「7つの要望」させて頂きました。

県行政（県健康福祉部地域医療課）へ以下の項目を要望

令和2年5月18日

1. コロナに携わっている医療従事者へ危険手当を支給すること。必ず個人へ支給
コロナに携わっていない医療従事者は、一般の患者をケアしている。その負担も理解し対応を願う
2. コロナに係る臨時採用した人員、妊婦等の代替え職員への賃金補償等を要望（人件費相当）
3. コロナ感染対策のための各施設の実情に合わせた施設改修のための整備に係る補助金要望
 - ・ 白衣のクリーニング：介護施設、施設内の洗濯機でまとめて洗濯している等
 - ・ 室内の環境を清潔に：空気清浄機購入用の費用負担 等
4. コロナ感染に関する中小病院や施設へ感染管理認定看護師等の派遣に関する費用負担を要望
5. コロナに係る相談窓口、病院等の施設で新たに開設した場合の雇用に対する補助金負担。（メンタルヘルス対応への補助金）特別給の様なもの
6. 看護職員確保のための復職者への研修経費の補助
7. 家族への感染予防のために自宅に帰れない人への宿泊の補助等

これからも静岡県看護協会は、県行政、関係機関へ現場の現状を伝えながら、静岡県で働く看護職のために、要望を挙げていきたいと思っています。